

ざぼんちゃん浜町 認定こども園 運営規程

制定日：2018年4月1日

改正日：2025年4月1日

（施設の名称等）

第1条 ざぼんちゃん株式会社が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ざぼんちゃん浜町 認定こども園
- (2) 所在地 長崎市築町4番17号

（施設の目的）

第2条 ざぼんちゃん浜町 認定こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立て、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員の員数は変動することがあり得る。

(1) 施設長（園長） 1名

施設長は、特定教育・保育の質並びに環境の向上、職員の資質並びに労務環境の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 2名

副園長は、施設長を補佐するとともに、保育、職員の資質向上計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 主任保育士 1名

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士 12名以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子

どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助者 1名以上

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(6) 栄養士 1名以上

栄養士は、入所児童の発育・発達段階に応じた計画的な食事提供や食育計画を作成し、調理員とともに食事提供全般の業務を行う。

(7) 調理員 1名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 看護師及び准看護師 1名

看護師は、入所児童の日々の健康管理や緊急時の対処等を行い、保育所の保健衛生全般の業務を行う。

(9) 嘴託医 2名（内科医1名・歯科医1名）

嘱託医は、入所児童の健康診断や職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。又、正確な日程においては園が所在する小学校区域の定めに準ずる

(1) 第1学期 4月上旬～ 7月下旬

(2) 第2学期 8月下旬～12月下旬

(3) 第3学期 1月上旬～ 3月下旬

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 春季休業 3月下旬～4月上旬

ウ 夏季休業 7月下旬～8月下旬

エ 冬季休業 12月下旬～1月上旬

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 年末・年始休日 12 月 30 日～1 月 4 日

ウ 盆休日 8 月 14 日～8 月 15 日

3 当園は、前 2 項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第 9 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前 9 時 00 分から午後 2 時 30 分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第 10 条 当園は、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長崎市条例第 39 号）第 13 条第 1 項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園においては、長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は給食の提供に要する費用のうち副食費は、1号認定子ども、2号認定子どもともに月額5,000円とする。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ、ロに規定する者の副食費は徴収しない。また、給食の提供に要する費用のうち3号認定子どもに係るものは、利用者負担額(保育料)に含むものとする。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	8人	10人	10人	10人	11人	11人	60人
合計	8人	10人	10人	15人	16人	16人	75人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。
- (1) 申込みを受けた順序により決定する方法
 - (2) 当園の教育理念に基づき決定する方法
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたと

き又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 13 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 17 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行

う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から所定の期間保存する。